

申請手数料表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 省エネ適合性判定業務手数料（課税対象）

- 業務区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域並びに札幌市、仙台市、新潟市、金沢市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市及び熊本市
- 対象建築物等 : 延べ床面積 2000 m²以上の非住宅建築物及び複合建築物（非住宅部分 2000 m²以上に限る）
- 当社へ建築確認の併願申請がある建築物の省エネ適合性判定審査手数料は、下記の表内の価格とします。

◆ 単独用途の建築物

※ 価格は税抜金額を表示しています。

(表—1)

(税別) 単位 : 円

適合性判定 対象面積	標準入力法・主要室入力法			モデル建物法		
	用途			用途		
	①	②	③	④	⑤	⑥
	ホテル等、病院等、 集会所等、学校等	事務所等、百貨店 等、飲食店等	工場等	ホテル等、病院等、 集会所等、学校等	事務所等、百貨店 等、飲食店等	工場等
0 m ² ～5,000 m ² 未満	300,000	190,000	160,000	150,000	90,000	60,000
5,000 m ² 以上 ～10,000 m ² 未満	400,000	260,000	220,000	190,000	110,000	70,000
10,000 m ² 以上 ～20,000 m ² 未満	420,000	270,000	230,000	210,000	120,000	80,000
20,000 m ² 以上 ～50,000 m ² 未満	550,000	350,000	300,000	280,000	160,000	110,000
50,000 m ² 以上 ～100,000 m ² 未満	780,000	500,000	420,000	410,000	240,000	160,000
100,000 m ² 以上	別途見積り			別途見積り		

◆ 複数用途の混在する建築物

※ 価格は税抜金額を表示しています。

(表—2)

(税別) 単位 : 円

標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅部分の床面積合計が表-1の①に該当する料金	非住宅部分の各用途床面積が表-1の④から⑥に該当する料金の合計×0.8

- 省エネ適合性判定を単独申請（他機関で建築確認を申請）の場合は、表内の価格×1.5の額とします。
- 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに省エネ適合性判定通知書が必要となります。
- 適合性判定対象面積が100,000 m²以上の場合は、見積りとします。
- 低炭素認定、性能向上計画認定（建築物省エネ法 30 条）、大臣認定を取得している場合は、本申請は不要です。（当該認定書の写しを建築確認申請に添付ください）
- BELS 併願申請済の場合（BELS に係る技術的審査の併願申請の図書が、省エネ適合性判定に係る審査用提出図書と同一の内容の場合または同一の内容を含む場合）の省エネ適合性判定審査手数料は、10,000 円とする。
- 軽微変更該当証明書及び計画変更に関わる省エネ適合性判定審査手数料は、当初建物の適合性判定対象面積の 1/2 が手数料算定面積になります。
- 建築物の増改築の場合の省エネ適合性判定審査手数料は、既存及び増改築部分の合計面積が手数料算定面積になります。
- 省エネ適合性判定通知書の再発行手数料は 1 件 5,000 円（税込）とします。

● 省エネ適合性判定を受けた建築物の完了検査について

- 建築物省エネ法に定める基準適合は、建築基準法に基づく完了検査で確認します。
- 当社で省エネ適合性判定通知書等を交付している建築物の完了検査手数料は、該当する検査手数料の2割を加算します。
- 当社以外で省エネ適合性判定通知書等を交付している建築物は、該当する検査手数料の2割+省エネ適合性判定審査手数料を加算します。
※適合性判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書（建築物省エネ法 30 条）、大臣認定書をいう。